

(照会先)  
厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)  
救助係長 吉元 信治 (内線 2819)  
電話(代表) 03-5253-1111  
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年11月27日(22:00)

## 11月27日の暴風雪による災害救助法の適用について (第1報)

### 1 災害の概要

11月27日の暴風雪による被害により、北海道室蘭市他6市町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、北海道は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
<b>【北海道】</b>			
室蘭市(むろらんし)	11月27日	11月27日の暴風雪による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
登別市(のぼりべつし)	11月27日		
伊達市(だてし)	11月27日		
虻田郡豊浦町 (あぶたぐんとうやらちょう)	11月27日		
有珠郡壮瞥町 (うすぐんそうべつちょう)	11月27日		
白老郡白老町 (しらおいぐんしらおいちょう)	11月27日		
虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちょう)	11月27日		

### 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置